

「学校等及び通学路等における児童等の安全確保指針」の解説

	指針本文	解 説												
第1通則 1 目的	<p>この指針は、秋田県安全・安心まちづくり条例(平成16年秋田県条例第19号)第9条第1項の規定に基づき、また<u>最近の学校等を取り巻く状況に配慮し、学校及び児童福祉施設(以下「学校等」(注1)という。)</u>並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下、「通学路等」という。)における<u>児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)</u>に対する犯罪を防止するための方策を示し、児童等の安全確保を図ることを目的とする。</p>	<p>指針の目的：この指針では、学校等の施設内と通学路等の大きく2つの安全確保対策を取り上げている。 第9条～取り巻く状況：条例では、学校関連の指針策定としては、学校等施設内を対象としたもののみ規定している。しかし、最近、児童等が通学途上で危険な目に遭う事件が多発し、看過できない状況が強まっていることから、通学路等関係についても、この指針の中で規定することとした。 通学、通園等：買い物や塾へ行く場合なども想定している。 公園、広場等：児童館の庭、神社の境内など 児童、生徒及び幼児：法令文のルールとしては、例えば年齢順に「幼児、児童、生徒」とするのが妥当だが、条例第8条の表現に合わせて代表形を児童等とするため、この順番にした。</p>												
2 基本的な考え方	<p>(1) この指針は、<u>学校等を設置し、又は管理する者(以下、「学校等の管理者等」という。)</u>に対し、児童等の安全を確保するために努力すべき<u>有効な方策</u>を示すものである。 (2) 学校等の管理者等は、この指針を踏まえて<u>具体的な方策の実施に努めるものとする。</u> (3) この指針は、<u>法令及び関係条例等</u>を踏まえ、管理体制の整備状況など学校等の実状や<u>児童等の発達段階</u>に応じて運用するものとする。 (4) この指針は、<u>社会状況の変化など</u>を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。</p>	<p>学校等を設置し、又は管理する者：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">設置者</th> <th style="width: 55%; text-align: center;">管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立学校</td> <td>地方公共団体</td> <td>教育委員会及び校長</td> </tr> <tr> <td>私立学校</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">学校法人等</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>地方公共団体、社会福祉法人等</td> <td>施設の長</td> </tr> </tbody> </table> <p>有効な方策：指針という性格上、ここで示したのは、あくまで有効(効果的と思われる)策。具体化は、各実施主体が地域の実情や児童等の発達段階に応じてなすことを期待する。 具体的な方策：現時点での整備状況等、現実に取り巻く状況に即して努力すべきであることを意図した。 努めるものとする：この指針の性格が努力義務であることを明示した。 法令及び関係条例等：刑法(住居不法侵入罪等)、迷惑防止条例、安全・安心まちづくり条例のほか、学校整備、建物建築関係法令など。等では、法令や条例以外に県のガイドラインや文部科学省の関係規定、通知通達など学校の安全確保関連の関係規定を意図した。 児童等の発達段階：とられるべき対策は、保育所、高校等の別で違う、また、特に小学校では、1年生と6年生の別など児童の成長によって安全教育の中</p>		設置者	管理者	公立学校	地方公共団体	教育委員会及び校長	私立学校	学校法人等		児童福祉施設	地方公共団体、社会福祉法人等	施設の長
	設置者	管理者												
公立学校	地方公共団体	教育委員会及び校長												
私立学校	学校法人等													
児童福祉施設	地方公共団体、社会福祉法人等	施設の長												

		身も異なる。こうしたことを意識した。社会状況の変化など：事件を招きやすい環境の変化、例えば犯罪につながりかねない新しい機器類の普及、学校の構造等に影響を及ぼす新たな学校の試みの開始（例：開かれた学校）など
第2 具体的方策等		
1 不審者の侵入防止対策等	<p>正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等に対する危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1）出入口の限定及び門扉の施錠などの措置</p> <p>（2）不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板の設置</p> <p>（3）来訪者用の入口及び受付の明示</p> <p>（4）来訪者に対する名簿への記入及び来訪者証の着用の要請</p> <p>（5）来訪者への声掛けやあいさつ運動の励行</p> <p>（6）教職員等による学校等の敷地内及び外周の定期的又は臨時の巡回</p>	<p>表題の等：侵入防止以外にも学校近隣から不審者を遠ざけることなど。例えば（5）や（6）では、こうした効果をねらっている。</p> <p>未然に：まだそうした事態にならないうちに</p> <p>施錠など：施錠以外に例えば定時の開閉、開錠する場合のルール化の徹底など。門扉の老朽化への対応などは、第2の2「点検整備等」が担当する。</p> <p>来訪者：「来校者」という表現もありうるが、児童福祉施設等も考え、来訪者とした。</p> <p>来訪者証：校外からの来訪者であることを示す名札やリボン等の目印</p> <p>励行：教職員のほか、生徒を含めた校内にいる者全員で努力することを意図している。</p> <p>教職員等による巡回：教職員以外に父兄や委嘱された者、自主的活動団体など</p>
2 施設・設備の点検整備等	<p>不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防ぐため、次のような学校等内の施設・設備の点検整備を行う。点検整備については、定期的にまた必要に応じて臨時に、それらの機能について点検・評価に努めるものとする。なお、この規定は、学校等の設置者が新規に学校等の建設を計画する際にも留意するものとする。</p> <p>（1）校門、フェンス、外灯、窓、出入口、施錠設備など</p> <p>（2）教室、職員室等の配置への配慮</p> <p>（3）死角の原因となる障害物の除去</p> <p>（4）警報装置（警報ベル、ブザー等）、非常通報装置、防犯監視システムなどの防犯設備や来校者用インターホン等</p> <p>（5）複数の避難経路の確保等の配慮</p>	<p>表題の等：既存設備の点検整備だけではなく、新規建設設計時の配慮なども意図している。</p> <p>それらの機能 以下に掲げる施設・設備の機能</p> <p>外灯：屋外に取り付けた電灯。街灯ではない。機能を果たしうるよう十分明るいかなども点検の対象になる。</p> <p>防犯監視システムなど：緊急通報システム等種々の防犯設備</p> <p>確保等の配慮：避難経路をふさがないよう廊下や通路を整頓しておくなどのほかに、緊急時の対応として、学校等内の先生や職員が避難経路を把握しておくことなど。</p>

<p>3 通学路等における安全確保対策</p>	<p>通学路等における児童等の安全を確保するため、<u>通学路等が所在する地域を管轄する警察署などの関係機関や通学路等の管理者、児童等の保護者並びに地域住民の協力を得て、当該学校等の実情に応じた安全確保対策を検討・推進する体制を整備し、次のような対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 通学路等の巡回 (2) 「子ども110番の家」等との連携の強化 (3) 児童等の登下校時の見守り活動 (4) 通学路等の安全点検の実施、安全マップの作成や配付、危険箇所の改善に向けた取り組み (5) <u>その他児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取り組み</u></p>	<p>通学路等が～地域住民：条例第10条の条文を意識した。</p> <p>安全確保対策を～整備：特に通学路上の安全確保を意識して第2の5、6のような対策を実現すること。</p> <p>「子ども110番の家」等：「子供を守る家」「子供を危険から守る連絡所」など名称はさまざまであり、等とした。 連携：会報などを配付して、協力依頼の趣旨を伝達したり、万一の際の対応の仕方などの情報を提供する資料の配付や意見交換会の開催など 改善に向けた取り組み：草刈りや落書き消しなどの活動、注意を喚起する看板の設置、関係機関に対して要望活動を行うことなど その他～取り組み：第2の4 安全教育の実施、近隣で起きた事件の概要の報告による注意喚起など</p>
<p>4 児童等に対する安全教育の充実</p>	<p>児童等が日常生活全般で自らの安全を確保するために必要な事項を実践的に理解して、<u>犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険の予測ができる能力を身につけられるよう、各活動や行事などの機会を活用して、次のような取り組みに努めるものとする。</u>なお、こうした取り組みにあたっては、保護者の理解や協力が得られるよう、十分な情報提供を行うことに配慮する。</p> <p>(1) 学校等に不審者が侵入した際の対処方法を習得するための避難訓練の実施 (2) 誘拐、連れ去りなどの犯罪に巻き込まれないための対処方法の指導 (3) 「子ども110番の家」などの緊急避難場所及び地域の危険箇所等の周知 (4) 通学の際の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施 (5) 危険箇所を想定した不審者対応訓練の実施 (6) <u>地域社会の安全について児童等が主体的に学ぶ教育の実施</u></p>	<p>犯罪の被害に～知識：見知らぬ人についていけないなど 習得：経験を通して習い覚えること 様々な～能力：こういうところに近づいてはいけない、こういう時は逃げなければならないなどを判断可能な能力 各活動や行事など：教科、道徳、総合的な学習の時間、校外実習や諸行事など幅広い活動の中で 情報提供：安全確保の必要性を訴える資料の配付、PTAで行う活動の案内など 誘拐、連れ去りなど：痴漢、通り魔、殺人など 危険箇所等：飲食街、繁華街の中で犯罪に関わる危険性がある場所など、危険箇所とまでは言えないが、近寄らない方がよい場所など。</p> <p>主体的に学ぶ：具体例をあげる、直に体験させるなどの手法で、自らの課題と認識して興味を持って進んで学ぶ。</p>
<p>5 安全対策を推進するための体制整備</p>	<p>学校等や通学路等における安全確保対策を推進するため、次のような体制整備を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 「<u>安全推進委員会</u>」等（注2）の設置など教職員による安全確保体制の整備、緊急時の役割分担の確認及び一致協力体制の明確化 (2) 安全確保上の基本方針や緊急事態</p>	<p>表題の体制整備：ここでは、校外の機関をも巻き込んだ体制の構築を述べるところであり、校内に限らない。なお、第2の5を受けて6では、体制を活用して連携することの働きかけなどを述べている。 「安全推進委員会」等：児童等の安全対策を推進するための校内の組織。「等」</p>

	<p>発生時における対応を内容とした安全管理マニュアルの作成と職員会議、研修会時などにおける確認及び見直し</p> <p>(3) 学校等、保護者、地域住民、その他関係機関等が一体となった安全確保体制の構築</p> <p>(4) 地域内の他校、警察署、国、県、市町村その他関係機関相互の情報連絡網の整備</p> <p>(5) 教職員や児童等への警報用ブザーの貸与などの対策の検討</p>	<p>については、下記注2のとおり</p> <p>安全管理マニュアル：第2の7でもふれている。秋田県学校安全管理対策プロジェクト委員会が平成13年9月に策定した「安全管理ガイドライン」のP2においても、安全管理マニュアルが取り上げられている。それによれば、安全管理マニュアルとは、安全確保上の基本方針と緊急事態発生時の双方をにらんだものとされている。</p> <p>関係機関等：警察署、消防署、保健所のほかPTAや自主防犯団体など</p> <p>構築：具体的には、連絡会議の設置や相手方に出向いての協力依頼など</p> <p>その他関係機関：保健所、病院、福祉事務所、児童相談所など</p> <p>情報連絡網の整備：具体的には、連絡網図の作成、相手方の了解取付けなど</p> <p>警報用ブザーの貸与などの対策：(4)までに挙げたもの以外に児童等の安全確保の体制を整備する手段としては、いろいろなものが考えられる。警報用ブザーの貸与は、そのうちのひとつと言えるが、ここでブザーを取り上げた趣旨は代表的なものの例示であって、これに限定されないことを強調するために「などの対策」という表現を用いた。</p>
<p>6 保護者、地域住民及び関係団体との連携</p>	<p>保護者、地域住民及び関係団体と連携し、児童等の安全確保につながる次のような対策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼</p> <p>登下校時のパトロール、校外安全指導、声かけ運動など児童等を見守る体制づくり</p> <p>学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察署及び学校等への通報</p> <p>(2) 各家庭への安全管理に関する文書等の配付や掲示など、速やかな情報提供体制の整備</p> <p>(3) 「子ども110番の家」など児童等の安全を確保できる場所の拡大や児童等及び保護者に対する周知</p>	<p>関係団体：PTA、自治会、青少年育成団体、孫守り団体、交通安全推進団体など</p> <p>声かけ運動など：交通安全運動、祭典・長期休暇時の見回りなど</p> <p>警察署及び学校等：病院、保健所など</p> <p>(1)は、地域住民等へ協力依頼することを内容としている。一方、(2)及び(3)のそれぞれ前半部分は、学校等が地域住民に依頼することであるが、後半部分は学校等が努力すべきことであり、この両者が混在しているので、(1)とは別項とした。</p>
<p>7 緊急時に備えた対策</p>	<p>学校等の近隣で児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合などの緊急時に備え、安全管理マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行う。また、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関や地域内の他校と連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 安全確保対策を徹底するための教</p>	<p>安全管理マニュアル：第2の5(2)でもふれている。</p> <p>等の関係機関：福祉事務所、児童相談所、保健所など</p>

	<p>職員に対する指導、研修及び訓練の実施 (2) 警察署及び消防署の協力による教職員、保護者、地域ボランティアなどを対象とした安全教室、防犯訓練、救命救急訓練の実施 (3) 学校等の内外における安全確保対策について警察署や消防署などとの連携強化を図るための<u>情報交換の実施</u> (4) 緊急時のための学校等、警察署、国、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備 (5) 緊急時を想定した不審者等の監視、侵入の阻止及び排除・連携体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察署への通報体制の徹底 (6) 緊急時を想定した保護者への連絡の方法及び登下校の方法の決定</p>	<p>消防署など：教育委員会、病院、近隣の学校など 情報交換：定期的な会合、巡回の際の立ち寄り依頼、学校だよりの配付など 学校等：地域内の他校、児童福祉施設等以外に教育委員会など 不審者等：児童等に危害を及ぼすおそれがある者</p>
<p>注</p>	<p>(注1) この指針の「学校等」に含まれる施設は、以下のとおりである。 学校教育法第1条、第82条の2、第83条第1項関係 小学校、中学校、高等学校、<u>中等教育学校</u>、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校 児童福祉法第7条関係 保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設等 (注2) ここでは、名称にこだわらず、学校等内で第一義的に児童等の安全を確保するための組織が存在するべきことを意図したものであり、必ずしもこうした名称の新たな委員会を立ち上げるだけではなく、例えば防災委員会、学校保健委員会(安全部会)などの既存の組織を活用して役割を果たすことも考えられる。</p>	<p><u>中等教育学校</u>：平成10年、学校教育法の改正で規定された新しい学校種で、一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う学校</p>